

マイナンバーカード専用 休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

6月	28日（土）	8：30～12：00
----	--------	------------

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- （1）マイナンバーカードの申請・受け取り
- （2）電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。

ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

6月は「二輪車交通事故防止強化月間」 「暴走族追放強化月間」です

町内ではオートバイや自転車が関係する交通事故が多発しています。

二輪車を運転するときは、ヘルメットを正しく着用し、プロテクターやエアバッグを身に着けるとともに、夜間走行時は反射材を活用しましょう。

交通事故は一瞬にして多くの人を不幸にします。一人一人が交通ルールやマナーを守り、安全運転を心掛けましょう。また、暴走行為を行わない、暴走行為を見かけたら警察に通報するなど、暴走族追放の機運を高めましょう。

照会先 町民課コミュニティ推進係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



危険物安全週間 6月8日（日）～6月14日（土）

推進標語「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」

危険物とは、消防法に定められた物質で次のような性質を持ちます。

- 火災が発生しやすい
- 火災が発生すると拡大する
- 消火が困難



身近にある危険物を含む商品には、ガソリン、灯油、塗料、マニキュア、アルコール、リチウムイオン電池などがあります。生活に欠かせない便利な物質ですが、使い方を誤ると大きな事故が発生する恐れがあります。



リチウムイオン電池は、スマートフォンやモバイルバッテリー（持ち歩きのできる充電器）、パソコンなどの電化製品に内蔵されています。

◎ご家庭における危険物事故防止のポイント

・保管のポイント

- 「子供の手の届かない所に置く」「収納容器のふたを確実に閉める」
- 「車の中など高温になるところに置かない」
- 「屋外で保管するときは、雨や風を防ぐようにする」

・取扱いのポイント

- 「火のそばで使用しない」「風通しの良い場所で使う」
- 「ストーブへの給油は火を消してから行う」
- 「電化製品に強い衝撃を与えない」「電化製品を分解や改造しない」

危険性を十分理解して、注意しながら正しく使いましょう。

照会先 消防総務課予防係 電話（82）4505



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和7年5月26日発行】

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：6月25日（水）13時30分～15時30分

場所：箱根出張所 会議室

＊相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

＊上記の日時、場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

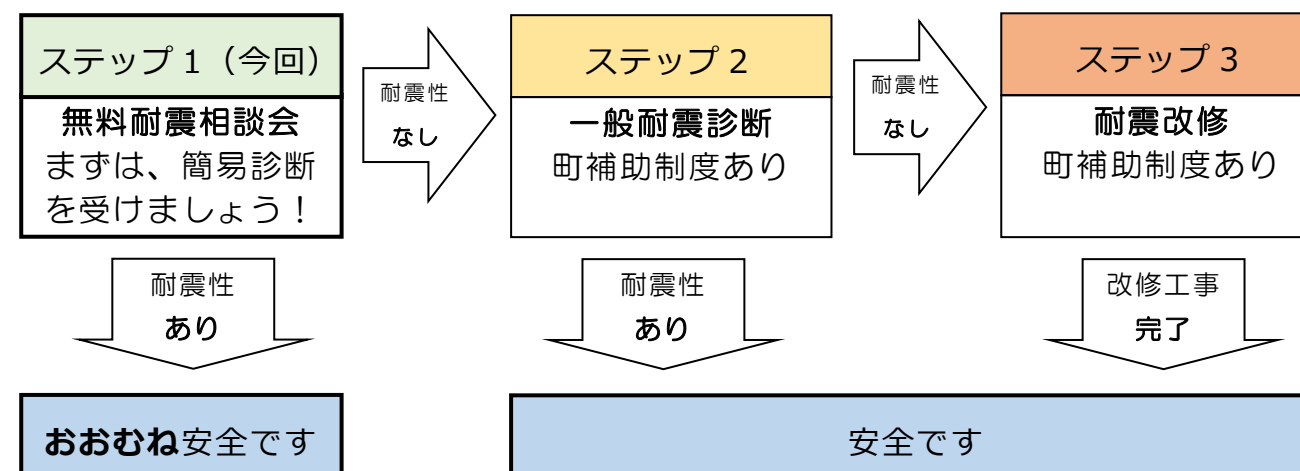
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：6月18日（水）12時 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度 7 を観測した令和 6 年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和 56 年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住まいの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

地域活動を行う団体の取り組みを支援します！

町では自主的・主体的に地域活動を行う団体を応援するため、「活力あるまちづくり支援事業補助金制度」の活用団体を募集しています。地域を元気にし、魅力あふれる町づくりのために、ぜひ活用してください。

【対象団体と補助額】

箱根町に居住する者が主体となって構成されている2名以上の団体。

初年度は補助対象事業費の3分の2（上限20万円）

【補助対象期間】

当該団体が最初に補助金の交付を受けた年度から起算して3年目の年度までの間

※書類審査や現地調査などを行い、予算の範囲内において補助団体と補助額を決定。

【申請方法】

申請書類を町民課に持参し提出。申請書および対象となる団体・事業などについての詳細はホームページ等で確認してください。また、申請前に本制度の要綱の確認をお願いします。

[ホームページ](#)

【受付期間】

6月20日（金）まで



【昨年度の交付団体】



仙石原高原マーケット

活動内容：仙石原を中心とした地元のお店や団体が出店する高原マーケットを開催しています。このマーケットは出店者と地域の皆さん、観光客の皆さんが交流を楽しむ出会いの場にもなっています。



仙石原「Ottotto」プロジェクト

活動内容：「地域の方々とのつながりを丸くし、縁をつないでいくこと」を目的に仙石原で活動しているサークルです。交流イベントの開催や、交流スペースの運営をしています。

照会先 町民課コミュニティ推進係 電話（85）7160

「婦人科疾患講演会」の開催について

皆さんの病気の予防や早期発見に役立てていただくために「婦人科疾患」をテーマに講演会を開催します。今回は、幅広い婦人科の領域の中から、特に、がんと子宮脱や直腸脱など女性にとって悩ましい疾患に焦点をあてて専門の先生に伺います。

この講演会は、「はこね健康ポイント事業」の対象イベント（1 ポイント）になります。

【日時】 7月3日（木）14時～15時30分

【場所】

総合保健福祉センター「さくら館」2階会議室

【対象】

町内在住の方

【内容】

テーマ「中高年の女性のヘルスケア・アップデート」

～婦人科がん・骨盤臓器脱を中心に～

講師 丸山 康世 医師（小田原市立病院産婦人科）

【定員】

30人（先着順）

【申込期間】

6月2日（月）～6月25日（水）

【申込方法】

電話で申し込んでください。



申込・照会先 保険健康課健康推進係 電話（85）0800

イノシシなどの被害を防ぐための支援制度があります！

イノシシなどによる被害を防止するために、柵を設置する方に補助金を交付しています。

◆制度の概要

【対象者】

- ①町税などの滞納のない方
- ②町内に住居または敷地を所有している方
- ③設置した柵を適正に維持できる方

【対象費用】

- ・柵の購入費用（設置費用など工事費は対象になりません。）

【補助額】

- ①町民などの方 購入費用の 2 分の 1（限度額は 2 万円）
- ②自治会 購入費用の 3 分の 2（限度額は 3 万円）
- ③事業者 購入費用の 3 分の 1（限度額は 2 万円）

【期 限】

領収書が発行されてから 6 か月以内。

なお、予算に限りがありますので、事前に確認をお願いします。

申請書は役場、出張所で配付しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、下記の二次元コードで町ホームページをご確認いただくか、環境課美化保全係へお問い合わせください。



照会先 環境課美化保全係 電話（85）9565

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

7 年度 4 月末現在地域別捕獲頭数

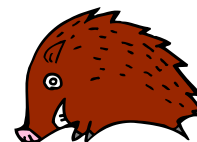
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	0	0	1	0	0	1	わな 1 銃器 0
ニホンジカ	1	2	5	3	5	16	わな 16 銃器 0

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(5月9日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1401	こたつ	105cm×70cm	多少傷あり	無料
1402	木製テーブルと座布団(5枚)	木製テーブル 150cm×90cm	新品	有料
1403	グリル付ガステーブル	ガスコンロ2基 幅56cm	良い	要相談
1404	全自動洗濯機	幅526mm 奥行500mm 高さ888mm	良い	要相談

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料

※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。

※ 掲載期間は登録日から6か月間です。

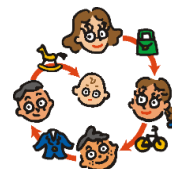
※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。

※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。

※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。

※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

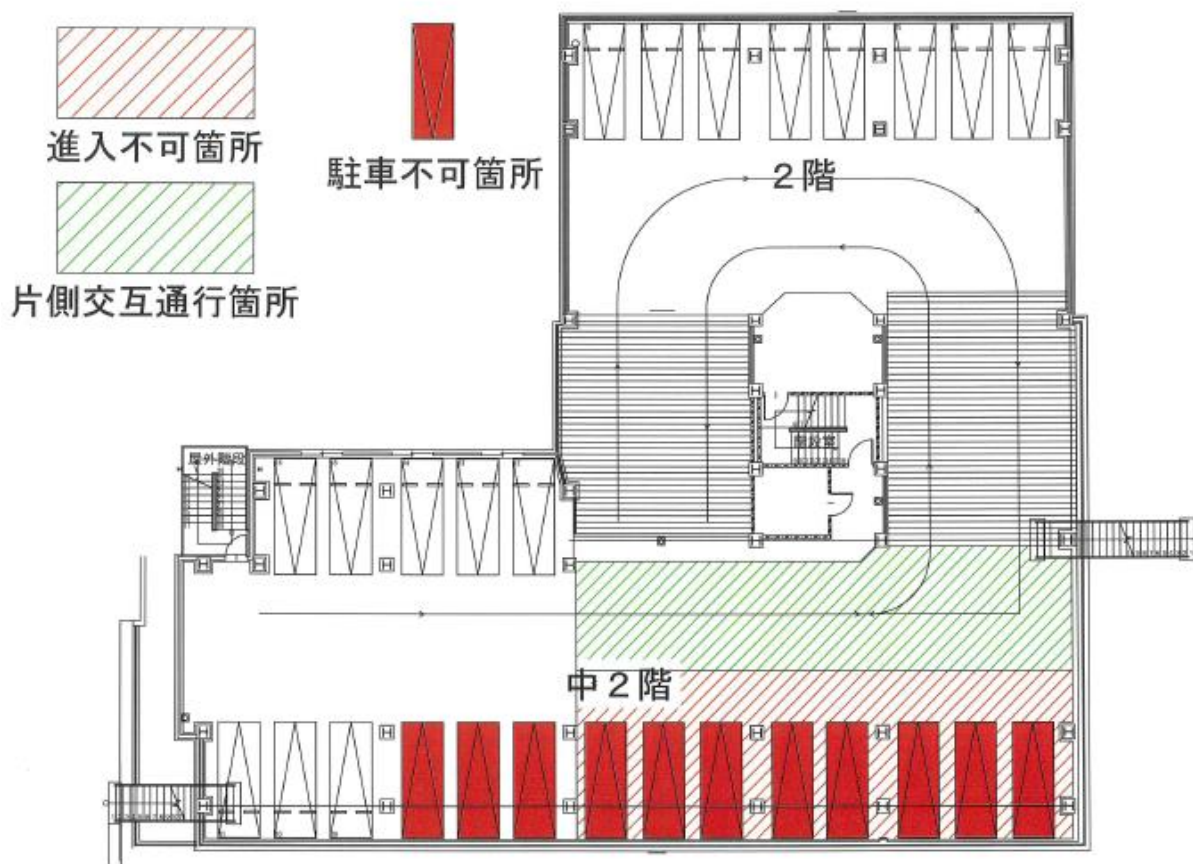
宮ノ下駐車場長寿命化改良工事に 係る駐車不可箇所について

令和7年6月2日(月)～6月14日(土)の期間における宮ノ下駐車場の駐車不可箇所をご案内します。なお、以降のスケジュールに関しては町HPに掲載しております。左下の2次元コードよりご確認ください。ご不便をおかけしますがご協力よろしくお願いします。

6月2日(月)～6月14日(土)駐車不可箇所および片側交互通行のお知らせ

1階・中1階はご利用になれます。

6/2～6/14駐車不可箇所及び片側交互通行のお知らせ



【町駐車場ページ】

照会先 都市整備課都市計画係 電話(85)9566